

## 第 505 回 福井地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 10:00～12:45
- 2 場所 福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4 名 (定数 5 名)  
労働者代表委員 4 名 (定数 5 名)  
使用者代表委員 5 名 (定数 5 名)
- 4 議題
  - (1) 令和 5 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
    - ・ 全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討 (電気機械器具製造業 (略称)) (百貨店, 総合スーパー)
    - ・ 答申
  - (2) 令和 5 年度福井県特定最低賃金の改正決定について (諮問)
  - (3) その他
- 5 議事要旨  
議題 (1) について

改正の申出のあった 4 業種のうち、次の 2 業種について審議。

○ 電気機械器具製造業 (略称) の最低賃金の審議

労働者委員側からは、

  - ・ 電機連合の春闘の結果、電気産業の概況
  - ・ 福井県の電気産業の状況、影響率

等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

使用者委員側からは、

  - ・ 当該業界が好調であると認識
  - ・ 地域別最低賃金の改正により、影響率が高く推移し、改正の必要性について否定的

旨の発言があった。

公益代表委員からは、

  - ・ 影響率は重要な指標として注視する

旨の発言があった。

○ 百貨店、総合スーパーの最低賃金の審議

労働者委員側からは、

- ・ 公正競争の確保、優位性確保の必要性
- ・ 労働力不足、地域間格差の課題

等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

使用者委員側、公益委員側からは、

- ・ 申出書の審査表にある労働協約額について確認したい旨の発言があった。

その後、申出のあった4業種について、改正の必要性について協議が行われたが、採決に至らず、次回へ持ち越しとなり、閉会。

議題（2）（3）について

なし。